

1 計画の基本理念

本町は、「松伏町第5次総合振興計画」（平成26年度～平成35年度）で、
笑顔が未来に広がる 緑あふれるみんなのまち！

を将来像として掲げています。平成31年4月1日をもって、松伏村から松伏町となった町制施行から50周年という大きな節目を迎え、めまぐるしく変化する社会情勢に対応すべく、7つのまちづくりの目標（主要施策）と併せて、「人口増を目指す戦略」「定住化を進める戦略」という2つの重点戦略を示し、このまちに住んでいてよかった、これからもこのまちに住み続けたい、また、このまちに住んでみたいと思われるような、誰もが安全・安心で快適な暮らしを実感できるまちづくりを目指しています。

第5次総合振興計画のまちづくりの目標（主要施策）の大綱1は子育て支援の施策です。

未来を担う子ども達が健やかに育つまちづくり

を目標に、家庭の大切さや地域のなかでの支え合いを基本にしながら、安心して子どもを育てることができるよう、子育てに係る親の経済的、精神的負担の軽減を図り、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援の推進、子どもの健やかな発育と発達を支援するほか、仕事と育児が両立できるよう多様な保育ニーズへの対応や子どもの居場所の拡充を図ります。

これまで本町では、“子ども”を「家庭や地域において人と人を結びつけるかけがえのない存在」として、また子どもたちの成長を「次代への希望のひかり」として位置づけ、子どもが健やかに生まれ、元気にいきいきと成長し、家族が子どもを育てることに喜びと生きがいを感じ、地域みんなが子どもや子育て家庭を支えながら地域も育つことに向け、一貫して子育て支援施策を推進してまいりました。

本計画では、これまでの成果を継承し、引き続き基本理念を

子どもいきいき、家族にここに、
みんなが育つ、^{まち}地域づくり

として、よりきめ細かくニーズに合った保育・子育て支援を実現できるよう、計画を推進していきます。

2 計画の基本目標

「基本理念」の内容を実現するための本計画の基本目標は次の3つとし、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

基本目標 1 いきいきと子どもが生まれ育つまち

子どもには健やかに生まれ育つ権利があります。また、子どもの健やかな成長は、活力ある地域社会を持続させるためにも大切なことです。このようなことから、子どもたちが次代の親として心豊かに成長できるような、いきいきと子どもが生まれ育つまちづくりを目指します。

基本目標 2 にこにこ子どもを育てるまち

核家族化や都市化の進展に伴い、三世帯同居による祖父母などの協力や隣近所の助け合いなどが少なくなってきており、親の子育ての負担はますます大きくなっています。今後は、家庭や保育所(園)、幼稚園、認定こども園、学校、地域社会、企業(事業者)、NPO法人、各種団体、行政などが連携をより強めながらきめ細かな保育・子育て支援を推進していくことにより、親の子育て負担の軽減を図り、また、親も学べる機会を設け、家庭で、地域で親がにこにこ笑顔で子育てができるまちづくりを目指します。

基本目標 3 みんなが子どもをつつむまち

事故や事件に巻き込まれる危険の増加、また、生活環境の悪化など、子どもやその親を取り巻く地域の環境は、安全・安心とは言えない状況にあります。このようなことから、子どもが安心して生活できるようなまちづくりを進め、地域 みんなが優しく子どもをつつむまちづくりを目指します。

3 子ども・子育て支援の課題と対応の方針

「第2章 子ども・子育てを取り巻く環境」から抽出された各課題への対応の方針を以下に列記します。

【課題1】 地域支え合いの環境づくり

保育所（園）、幼稚園、認定こども園入園前の親子、ひとり親家庭、共働き等で支援が必要な家庭を重点として、相談、情報提供、交流の場の創出等による気軽に利用できるサポートを地域と連携して充実します。

【課題2】 働く母親とその子どもへの支援

就労する母親の増加に対応して、受け入れ施設の充実を図ります。

【課題3】 保育時間の長時間化と終了時間の延長に対するニーズへの対応

母親の就労形態の多様化や、日常生活における保育ニーズに柔軟に対応します。

【課題4】 土曜・休日、幼稚園の長期休暇中の保育ニーズへの対応

就労形態の多様化への対応、幼稚園長期休暇中の支援を検討します。

【課題5】 病児・病後児保育ニーズへの対応

ニーズの動向と子どもの最大限の幸福の実現を勘案しつつ対応を検討します。

【課題6】 不定期の教育・保育事業（一時預かり等）のニーズへの対応

不定期、短時間の利用等、日常生活のなかで起こり得る保育ニーズへの対応の充実を図ります。

【課題7】 職場における子育て両立支援の促進

町民への情報提供とともに、町内の事業所に対して子育て両立支援制度の定着を働きかけます。

【課題8】 就学児童の放課後における居場所の確保

学童クラブや放課後子ども教室の運用形態の改善等により、放課後の子どもの居場所の確保を図ります。

【課題 9】 児童虐待の発生を未然に防ぐ体制の整備

児童虐待を防止するとともに、地域住民や関係機関との情報交換や連携により、児童虐待等につながる心配のある初期の段階からの適切な対応や支援を行う体制の整備に取り組めます。

【課題 10】 子育てしやすい安全・安心なまちづくりの推進

庁内関連部署との連携を深め、子どもや子育てに関連する公共施設の整備・改善、交通安全や防犯・不審者対策等により、子育てしやすい環境の整備と子どもの安全確保を図ります。

子ども・子育ての課題と施策の対応

